

令和 8 年 4 月 1 9 日 執 行
神 埼 市 議 会 議 員 選 挙

公費負担届出書類等記載例

～ 選挙運動用自動車の使用
及び選挙運動用ポスターの作成
並びに選挙運動用ビラの作成について ～

神崎市選挙管理委員会

【 目 次 】

公費負担手続きの順序・必要届出書類等及び様式・ページ番号

手続きの順序・必要届出書類等様式の名称	相手方若しくは提出先	様式番号	ページ番号
(1) 契約の締結			
賃貸借契約書（選挙運動用自動車の使用）	候補者 ⇄ 業者(個人)	—	4・5
燃料供給契約書（選挙運動用自動車の燃料）	候補者 ⇄ 業者	—	6・7
雇用契約書（選挙運動用自動車の運転手雇用）	候補者 ⇄ 業者(運転手)	—	8・9
作成契約書（選挙運動用ポスター）	候補者 ⇄ 業者	—	10・11
作成契約書（選挙運動用ビラ）	候補者 ⇄ 業者	—	12・13
(2) 契約の届出 【立候補届出時若しくは契約締結後直ちに市選管に届出】			
選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ※選挙運動用の自動車の使用、燃料、運転手雇用について1枚の届出書 ※ <u>おのおの契約書の写しを添付すること</u>	候補者 ⇒ 市選管	様式第1号 その1	14・15
選挙運動用ポスター作成契約届出書 ※ <u>契約書の写しを添付すること</u>	候補者 ⇒ 市選管	様式第1号 その2	16
選挙運動用ビラ作成契約届出書 ※ <u>契約書の写しを添付すること</u>	候補者 ⇒ 市選管	様式第1号	17
(3) 確認申請 【自動車の燃料代、ポスター・ビラの作成について市選管に申請】			
選挙運動用自動車燃料代確認申請書 ※ <u>給油伝票の写し(対象が分かるもの)を添付すること</u>	候補者 ⇒ 市選管	様式第2号 その1	18
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	候補者 ⇒ 市選管	様式第2号 その2	19
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	候補者 ⇒ 市選管	様式第2号	20
(4) 確認書の交付・提出 【(3)の申請を確認後、市選管が確認書を交付。候補者は、この確認書を受領後、契約の相手方に提出】			
選挙運動用自動車燃料代確認書 ※市に費用の請求をする業者等は、 <u>請求書に添付</u>	市選管⇒候補者 ⇒契約の相手方	様式第3号 その1	21

選挙運動用ポスター作成枚数確認書 ※ 市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	市選管⇒候補者 ⇒契約の相手方	様式第3号 その2	22
選挙運動用ビラ作成枚数確認書 ※ 市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	市選管⇒候補者 ⇒契約の相手方	様式第3号	23
(5) 使用(作成)証明書の交付 【候補者が作成し、契約業者等に提出】			
選挙運動用自動車使用証明書(自動車) ※市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	候補者 ⇒ 業者(個人)	様式第4号 その1	24・25
選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 給油伝票写添付 ※市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	候補者 ⇒ 業者	様式第4号 その2	26
選挙運動用自動車使用証明書(運転手) ※市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	候補者 ⇒ 業者(運転手)	様式第4号 その3	27
選挙運動用ポスター作成証明書 ※市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	候補者 ⇒ 業者	様式第5号	28
選挙運動用ビラ作成証明書 ※市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	候補者 ⇒ 業者	様式第4号	29
(6) 費用の請求 【契約業者等が神崎市に対し請求】			
① 選挙運動用自動車の使用 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合)			
請求書(選挙運動用自動車の使用) 一般乗用旅客自動車運送事業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 その1	30
請求内訳書 一般乗用旅客自動車運送事業者 ※選挙運動用自動車使用証明書(自動車)を添付	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 別紙1	31
② 選挙運動用自動車の使用 (レンタル、個人、会社等との契約の場合)			
《 自動車の借り入れ 》			
請求書(選挙運動用自動車の使用) レンタル、個人、会社等	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 その1	30
請求内訳書 レンタル、個人、会社等 ※選挙運動用自動車使用証明書(自動車)を添付	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 別紙2	32

《 燃料代 》			
請求書（選挙運動用自動車の使用） 燃料供給業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 その1	30
請求内訳書 燃料供給業者 ※選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写し並びに選挙運動用自動車使用証明書(燃料)を添付	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 別紙3	33
《 運転手 》			
請求書（選挙運動用自動車の使用） 業者等(運転手)	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 その1	30
請求内訳書 業者等(運転手) ※選挙運動用自動車使用証明書(運転手)を添付	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 別紙4	34
(6) 費用の請求 【契約業者等が神崎市に対し請求】			
③ 選挙運動用ポスター			
請求書（選挙運動用ポスターの作成） ポスター作成業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 その2	35
請求内訳書 ポスター作成業者 ※選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書並びにポスター見本1枚を添付	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 (その2) 別紙	36
④ 選挙運動用ビラ			
請求書（選挙運動用ビラの作成） ビラ作成業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号	37
請求内訳書 ビラ作成業者 ※選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書並びにビラ見本1枚を添付	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 別紙	38

賃 貸 借 契 約 書

(選挙運動用自動車の使用)

神崎市議会議員選挙 候補者 神崎 太郎 (以下「甲」という。)と

(株)〇〇レンタカー (以下「乙」という。)と

の間に次のとおり選挙運動用自動車の賃貸借契約を締結する。

1 物件 (自動車) の名称等

- 1) 車名及び型式 〇〇〇 ハイエース GG-EE100V
- 2) 自動車登録番号 佐賀300 い 〇〇〇〇
- 3) 所 有 者 貸主乙

2 貸借期間 令和 8 年 4 月 12 日から令和 8 年 4 月 18 日まで 7 日間

3 契約金額 (使用料) 112,700 円 1 日当り 16,100 円

消費税を含む

4 使用方法

甲は、乙所有に係る上記物件を公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車として使用する。

5 請求及び支払

- 1) 甲の供託物が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定により、神崎市に帰属することとならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち神崎市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額

を神崎市に請求するものとする。

この場合、甲は当該請求に必要な諸手続を遅滞なく行わなければならない。

- 2) 甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、神崎市に帰属する場合は、契約金額の全額を、上記1)による神崎市に対する請求金額が契約金額に満たない場合は、その不足額を速やかに支払うものとする。

6 そ の 他

.....
.....
.....
.....

令和 8 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

甲 住所 神崎市○○町□□△△番地△

氏名 神 崎 太 郎 神 崎 印

乙 住所 神崎市○○町○○番地

名称
(法人の場合のみ) 株式会社○○レンタカー 会社印

(代表者) 氏名 代表取締役 乙川次郎 乙川印

燃 料 供 給 契 約 書

(選挙運動用自動車の燃料)

神崎市議会議員選挙 候補者 神崎 太郎 (以下「甲」という。) と

(株) △△石油 (以下「乙」という。) と

の間に選挙運動用自動車に要する燃料の売買について、次のとおり契約を締結する。

1 燃料の供給を受ける自動車

公職選挙法第141条の規定に基づき候補者甲が使用する選挙運動用自動車

- 1) 車名及び型式 〇〇〇 ハイエース GG-EE100V
2) 自動車登録番号 佐賀300 い 〇〇〇〇

2 燃料供給期間 令和 8 年 4 月 12 日から令和 8 年 4 月 18 日まで

3 契約金額等 1リットル当たり 175 円 消費税を含む
供給量(予定) 280 リットル

4 請求及び支払

- 1) 甲の供託物が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により、神崎市に帰属することとならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち神崎市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額を神崎市に請求するものとする。

この場合、甲は当該請求に必要な諸手続を遅滞なく行わなければならない。

- 2) 甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、神崎市に帰属

する場合は、契約金額の全額を、上記1)による神崎市に対する請求金額が契約金額に満たない場合は、その不足額を速やかに支払うものとする。

5 その他

.....

.....

.....

.....

令和 8 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

甲 住所 神崎市○○町□□△△番地△

氏名 神 崎 太 郎 神
崎 印

乙 住所 神崎市□□町△△番地

名称
(法人の場合のみ) 株式会社 △△石油 会
社
印 印

(代表者) 氏名 代表取締役 丙山三郎 丙
山 印

雇 用 契 約 書

(選挙運動用自動車の運転手雇用)

使用者 神崎市議会議員選挙 候補者 神崎 太郎 (以下「甲」という。)

と労務者 甲 野 四 郎 (以下「乙」という。)

との間に次のとおり雇用契約を締結する。

1 業務内容

使用者甲の選挙運動用自動車の運転業務

2 雇用期間

令和 8 年 4 月 1 2 日 から 令和 8 年 4 月 1 8 日 まで 7 日間

3 契約金額 (報酬) 8 7 , 5 0 0 円 1日当り 1 2 , 5 0 0 円

4 請求及び支払

1) 甲の供託物が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により、神崎市に帰属することとならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち神崎市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額を神崎市に請求するものとする。

この場合、甲は当該請求に必要な諸手続を遅滞なく行わなければならない。

2) 甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、神崎市に帰属する場合は、契約金額の全額を、上記1)による神崎市に対する請求金額が契約金額に満たない場合は、その不足額を速やかに支払うものとする。

5 その他

.....
.....
.....
.....

令和 8 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

甲 住所 神崎市○○町□□△△番地△

氏名 神 崎 太 郎 神
崎 ⑩

乙 住所 神崎市◇◇町□□番地

氏名 甲 野 四 郎 甲
野 ⑩

作成契約書

(選挙運動用ポスター)



発注者 神埼市議会議員選挙 候補者 神埼 太郎 (以下「甲」という。)

と受注者 ▽▽印刷 株式会社 (以下「乙」という。)

との間に選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成物の名称 公職選挙法第143条第1項第5号のポスター
- 2 作成物の規格 長さ42cm、幅40cm
- 3 作成枚数 79 枚
- 4 契約金額 341,359 円 1枚当り 4,321 円
- 5 納入方法 消費税を含む
 - 1) 納入期限 令和 8 年〇〇月〇〇日
 - 2) 納入場所 神埼太郎後援会事務所 (神埼市〇〇町□□〇〇番地)

6 請求及び支払

- 1) 甲の供託物が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により、神埼市に帰属することとならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち神埼市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額を神埼市に請求するものとする。

この場合、甲は当該請求に必要な諸手続を遅滞なく行わなければならない。

2) 甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、神崎市に帰属する場合は、契約金額の全額を、上記1)による神崎市に対する請求金額が契約金額に満たない場合は、その不足額を速やかに支払うものとする。

7 その他

.....
.....
.....
.....

令和 8 年 ○○ 月 ○○ 日

甲 住所 神崎市○○町□□△△番地△

氏名 神 崎 太 郎 神
崎 印

乙 住所 神崎市△△町▽▽番地

名称
(法人の場合のみ) ▽▽印刷 株式会社 会
社
印 印

(代表者) 氏名 代表取締役 山川五郎 山
川 印

作成契約書

(選挙運動用ビラ)



発注者 神崎市議会議員選挙 候補者 神埼 太郎 (以下「甲」という。)

と受注者 (株) □□印刷 (以下「乙」という。)

との間に選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成物の名称 公職選挙法第142条第1項第6号のビラ
- 2 作成物の規格 A4判 (長さ29.7cm、幅21cm)
- 3 作成枚数 4,000 枚
- 4 契約金額 29,200 円 1枚当り 7.3 円
- 5 納入方法
1) 納入期限 令和 8 年 〇〇 月 〇〇 日
2) 納入場所 神埼太郎後援会事務所 (神崎市〇〇町□□〇〇番地)

消費税を含む

6 請求及び支払

- 1) 甲の供託物が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により、神崎市に帰属することとならない限り、乙は、甲が乙に支払うべき契約金額のうち神崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づく金額を神崎市に請求するものとする。

この場合、甲は当該請求に必要な諸手続を遅滞なく行わなければならない。

2) 甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、神崎市に帰属する場合は、契約金額の全額を、上記1)による神崎市に対する請求金額が契約金額に満たない場合は、その不足額を速やかに支払うものとする。

7 その他

.....
.....
.....
.....

令和 8 年 ○○ 月 ○○ 日

甲 住所 神崎市○○町□□△△番地△

氏名 神 崎 太 郎 神 崎 印

乙 住所 神崎市▽▽町◇◇番地

名称
(法人の場合のみ) 株式会社□□印刷 会 社 印

(代表者) 氏名 代表取締役 川谷六郎 川 谷 印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 8 年 4 月 〇〇 日

神崎市選挙管理委員会
委員長 志 岐 正 博 様

令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神 崎 太 郎 

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契約期間	運 送 契約金額	
年 月 日	(氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	月 日 から 月 日 まで	円	
年 月 日	(氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	月 日 から 月 日 まで	円	

2 1に掲げる契約以外の契約による場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
			借入れ 期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和8年 ○月○日	(氏名等) (株)〇〇レンタカー代表 取締役 乙川次郎 ----- (住所) 神崎市〇〇町〇〇番地 (電話番号〇〇-〇〇〇〇)	4月12日 から 4月18日 まで	112,700 円	
	年 月 日	(氏名等) ----- (住所) (電話番号)	月 日 から 月 日 まで	円	
運転手 の 雇用	令和8年 ○月○日	(氏名等) 甲野四郎 ----- (住所) 神崎市◇◇町□□番地 (電話番号 ◇◇-◇◇◇◇)	4月12日 から 4月18日 まで	87,500 円	
	年 月 日	(氏名等) ----- (住所) (電話番号)	月 日 から 月 日 まで	円	
燃料 代	令和8年 ○月○日	(氏名等) (株) △△石油 代表取締役 丙山三郎 ----- (住所) 神崎市□□町△△番地 (電話番号 □□-□□□□)	(自動車登 録番号) 佐賀300 い〇〇〇〇	49,000 円	(契約 単価) 175 円/リットル
	年 月 日	(氏名等) ----- (住所) (電話番号)	(自動車登 録番号)	円	(契約 単価) 円/リットル

備考

- 1 契約届出書には、**契約書の写しを添付**してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては登録番号を記載してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和 8 年 4 月 〇〇 日

神崎市選挙管理委員会
委員長 志 岐 正 博 様

令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神 崎 太 郎 

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	
令和 8 年 〇月〇〇日	(氏名等) ▽▽印刷 株式会社 代表取締役 山 川 五 郎 ----- (住 所) (電話番号)	7 9 枚	341,359 円	1 枚 当り 4,3 2 1 円
年 月 日	(氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和8年4月〇〇日

神崎市選挙管理委員会
委員長 志 岐 正 博 様

令和8年4月19日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神 崎 太 郎 

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	
令和8年 〇月〇〇日	(氏名等) (株) □□印刷 代表取締役 川 谷 六 郎 ----- (住 所) 神崎市▽▽町◇◇番地 (電話番号)	4,000 枚	29,200 円	1枚 当り 7.3円
年 月 日	(氏名等) ----- (住 所) (電話番号)	枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

給油伝票の写し（給油月日、自動車登録番号、給油量、給油金額の分かるもの）を添付してください。

様式第2号(第3条関係)その1

自動車燃料代確認申請書

令和8年4月〇〇日

神崎市選挙管理委員会
委員長 志岐正博様

令和8年4月19日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神崎太郎 神崎 印

次の自動車燃料代につき、神崎市議会議員及び神崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたので申請します。

- 1 契約年月日 令和8年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(氏名等) (株)△△石油 代表取締役 丙山三郎
(住所) 神崎市□□町△△番地
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 佐賀30い〇〇〇〇
- 4 確認申請金額 45,360 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	0 円	0 円
今回の購入金額 (B)	45,360 円	45,360 円
燃料代計(A)+(B)	45,360 円	45,360 円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から神崎市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和 8 年 4 月〇〇日

神崎市選挙管理委員会
委員長 志 岐 正 博 様

令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神 崎 太 郎 

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、神崎市議会議員及び神崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例第 9 条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 8 年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(氏名等) ▽▽印刷(株) 代表取締役 山川 五 郎
(住 所) 神崎市△△町▽▽番地
- 3 確認申請枚数 7 9 枚 79枚を超えることはできません

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (B)	7 9 枚	7 9 枚
枚 数 計 (A) + (B)	7 9 枚	1 6 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から神崎市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和 8 年 4 月〇〇日

神崎市選挙管理委員会
委員長 志 岐 正 博 様

令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神 崎 太 郎 

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、神崎市議会議員及び神崎市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例第 4 条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 8 年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(氏名等) (株) □□印刷 代表取締役 川 谷 六 郎
(住 所) 神崎市▽▽町◇◇番地
- 3 確認申請枚数 4,000 枚 4,000枚を超えることはできません

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (B)	4,000 枚	4,000 枚
枚 数 計 (A) + (B)	4,000 枚	4,000 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から神崎市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第 3 号(第 3 条関係)その 1

確認番号 第 号

自動車燃料代確認書

令和 8 年 4 月〇〇日

神 埼 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 志 岐 正 博 印

神崎市議会議員及び神崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定により、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神崎市議会議員選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確 認 金 額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、神崎市に支払を請求することはできません。

様式第 3 号(第 3 条関係)その 2

確認番号 第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

令和 8 年 4 月 〇〇 日

神 埼 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 志 岐 正 博 印

神崎市議会議員及び神崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例第 9 条の規定により、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神崎市議会議員選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確 認 枚 数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、神崎市に支払を請求することはできません。

様式第 3 号

確認番号 第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

令和 8 年 4 月 〇〇 日

神 埼 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 志 岐 正 博 印

神埼市議会議員及び神埼市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和 8 年 4 月 1 9 日 執行 神埼市議会議員選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確 認 枚 数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、神埼市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和 8 年 4 月〇〇日

令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神 崎 太 郎 

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

運 送 等 契 約 区 分 (該当する方の番号に○ をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	② 上記 1 に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	氏名等	(株)〇〇レンタカー 代表取締役 乙 川 次 郎	
	住 所	神崎市〇〇町〇〇番地	
車種及び自動車登録番号	運 送 等 年 月 日	運送等金額	備 考
〇〇〇ハイエース 佐賀 3 0 0 い〇〇〇〇	令和 8 年 4 月 1 2 日	112,700 円	
	から		
	令和 8 年 4 月 1 8 日	円	
	令和 まで 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考(裏面参照のこと。)

備考

- 1 この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が神崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、神崎市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (2) (1)以外の場合 16,100 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、神崎市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和 8 年 4 月〇〇日

令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神 崎 太 郎 

次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名等	株式会社 △△石油 代表取締役 丙山三郎		
	住所	神崎市□□町△△番地		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 8 年 4 月 1 2 日	佐賀 300 い〇〇〇〇	3 5 リットル	6, 1 2 5 円	消費税を含んだ額を記入する。
令和 8 年 4 月 1 3 日	佐賀 300 い〇〇〇〇	4 0 リットル	7, 0 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 4 日	佐賀 300 い〇〇〇〇	4 0 リットル	7, 0 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 5 日	佐賀 300 い〇〇〇〇	4 5 リットル	7, 8 7 5 円	
令和 8 年 4 月 1 6 日	佐賀 300 い〇〇〇〇	4 0 リットル	7, 0 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 7 日	佐賀 300 い〇〇〇〇	3 5 リットル	6, 1 2 5 円	
令和 8 年 4 月 1 8 日	佐賀 300 い〇〇〇〇	4 5 リットル	7, 8 7 5 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が神崎市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、神崎市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和 8 年 4 月〇〇日

令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神 崎 太 郎 神 崎 ⑩

次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	氏 名	神崎市◇◇町□□番地	
	住 所	甲 野 四 郎	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
令和 8 年 4 月 1 0 日	1 2 , 5 0 0 円	1 台	
令和 8 年 4 月 1 1 日	1 2 , 5 0 0 円	1 台	
令和 8 年 4 月 1 2 日	1 2 , 5 0 0 円	1 台	
令和 8 年 4 月 1 3 日	1 2 , 5 0 0 円	1 台	
令和 8 年 4 月 1 4 日	1 2 , 5 0 0 円	1 台	
令和 8 年 4 月 1 5 日	1 2 , 5 0 0 円	1 台	
令和 8 年 4 月 1 6 日	1 2 , 5 0 0 円	1 台	

備考

- 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が神崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、神崎市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定した 1 人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、神崎市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

令和 8 年 4 月〇〇日

令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神 崎 太 郎 神 崎 印

次のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ っては代表者の氏名	氏名等	▽▽印刷 (株) 代表取締役 山 川 五 郎
	住 所	神崎市△△町▽▽番地
作成枚数		7 9 枚
作成金額		3 4 1 , 3 5 9 円
当該選挙におけるポスター掲 示場数		7 9 箇所

備考

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が神崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、神崎市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\text{単価} = \frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(1 円未満の端数は切上げ)

$$\text{限度額} = \text{単価} \times \text{確認された作成枚数}$$

選挙運動用ビラ作成証明書

令和8年 4 月〇〇日

令和8年4月19日執行 神崎市議会議員選挙
候補者 神 崎 太 郎 神 崎 印

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名	氏名等	<u>(株) □□印刷</u> <u>代表取締役 川 谷 六 郎</u>
	住 所	<u>神崎市▽▽町◇◇番地</u>
作成枚数		4,000 枚
作成金額		29,200 円
備 考		

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が神崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、神崎市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 4,000枚(2種類以内)
 - (2) 限度額 8円38銭(単価)×当該作成枚数=限度額

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 8 年 4 月 〇〇 日

神埼市長 様

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表
者の氏名

(氏名等) 株式会社 〇〇レンタカー
代表取締役 乙 川 次 郎 印
(住 所) 神埼市〇〇町〇〇番地

会
社
印

川
印

神埼市議会議員及び神埼市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

金額の訂正はできません。
新しく書き改めてください。

- 1 請求金額 112,700 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神埼市議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 神 崎 太 郎
- 5 振 込 先

通帳を持参してください。
コピーでもかまいません。

金融機関	〇 〇 銀行 組合 店 金庫 農協 神 崎 支店
口座番号等	当座 普通 番号 1 2 3 4 5 6
フリガナ 口座名義	カブシキカイシャ 〇〇レンタカー 株式会社 〇〇レンタカー

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、神埼市に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

別紙1 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
令和 年円×1台	64,500円×1台		
月 日	=.....円	= 64,500円	円	
令和 年円×1台	64,500円×1台		
月 日	=.....円	= 64,500円	円	
令和 年円×1台	64,500円×1台		
月 日	=.....円	= 64,500円	円	
令和 年円×1台	64,500円×1台		
月 日	=.....円	= 64,500円	円	
令和 年円×1台	64,500円×1台		
月 日	=.....円	= 64,500円	円	
計	/	/	円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 8 年 4 月 1 2 日	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 8 年 4 月 1 3 日	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 8 年 4 月 1 4 日	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 8 年 4 月 1 5 日	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 8 年 4 月 1 6 日	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 8 年 4 月 1 7 日	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 8 年 4 月 1 8 日	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円× 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
計			112,700 円	

備考

「請求金額」には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 8 年 4 月 1 2 日	佐賀 300 い 〇〇〇〇	$175 \text{円} \times 35 \text{リットル}$ = 6,125 円			
令和 8 年 4 月 1 3 日	佐賀 300 い 〇〇〇〇	$175 \text{円} \times 40 \text{リットル}$ = 7,000 円			
令和 8 年 4 月 1 4 日	佐賀 300 い 〇〇〇〇	$175 \text{円} \times 40 \text{リットル}$ = 7,000 円			
令和 8 年 4 月 1 5 日	佐賀 300 い 〇〇〇〇	$175 \text{円} \times 45 \text{リットル}$ = 7,875 円			
令和 8 年 4 月 1 6 日	佐賀 300 い 〇〇〇〇	$175 \text{円} \times 40 \text{リットル}$ = 7,000 円			
令和 8 年 4 月 1 7 日	佐賀 300 い 〇〇〇〇	$175 \text{円} \times 35 \text{リットル}$ = 6,125 円			
令和 8 年 4 月 1 8 日	佐賀 300 い 〇〇〇〇	$175 \text{円} \times 45 \text{リットル}$ = 7,875 円			
計		49,000 円	53,900 円	49,000 円	

備考

- 「基準限度額」(計) 欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア) の (計) 欄又は (イ) の (計) 欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 給油伝票を添付してください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額(イ)	請 求 金 額	備 考
令和 8 年 4 月 1 2 日	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 3 日	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 4 日	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 5 日	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 6 日	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 7 日	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 8 日	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円	
計			8 7, 5 0 0 円	

備考

「請求金額」には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和 8 年 4 月 ○○ 日

神埼市長 様

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあつてはその代表
者の氏名

(氏名等) ...▽▽印刷 株式会社

会社印

代表取締役 山 川 五 郎

(住 所) ...神埼市△△町▽▽番地

川

神埼市議会議員及び神埼市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例第 9 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

金額の訂正はできません。
新しく書き改めてください。

1 請求金額 3 4 1 , 3 5 9 ...円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和 8 年 4 月 1 9 日執行 神埼市議会議員選挙

4 候補者の氏名 神 埼 太 郎

5 振 込 先

通帳を持参してください。
コピーでもかまいません。

金融機関	<input type="radio"/> ○ ○ <input checked="" type="radio"/> 銀行 組合 店 金庫 農協 神 埼 支店
口座番号等	<input checked="" type="radio"/> 当座 普通 ... 番号 5 6 6 7 7 8
フリガナ 口座名義	▽▽インサツ カブシキカイシャ ▽▽印刷 株式会社

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、神埼市に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成した選挙運動用ポスター見本 1 枚を添付してください。

別紙

請 求 内 訳 書

当該選挙におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) =(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
79	4,321	79	341,359	4,591	79	362,689	4,321	79	341,359	

備考

- 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\text{単価} = \frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

(1円未満の端数は切上げ)

- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

令和 8 年 4 月 〇〇 日

神埼市長 様

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあつてはその代表
者の氏名

(氏名等) 株式会社 □□印刷

代表取締役 川谷 六郎 印

会社印

(住所) 神埼市 ▽▽町 ◇◇番地 山 川

神埼市議会議員及び神埼市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

金額の訂正はできません。
新しく書き改めてください。

1 請求金額 29,200 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和 8 年 4 月 1 9 日 執行 神埼市議会議員選挙

4 候補者の氏名 神 崎 太 郎

通帳を持参してください。
コピーでもかまいません。

5 振 込 先

金融機関	〇 〇 銀行 組合 金庫 農協	神 崎 支店
口座番号等	当座 普通 番号 900112	
フリガナ 口座名義	カブシキカイシャ □□インサツ 株式会社 □□印刷	

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、神埼市に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成した選挙運動用ビラ見本 1 枚（2 種類の場合は各 1 枚を添付してください）。

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
7.3	4,000	29,200	8.38	4,000	33,520	7.3	4,000	29,200	

備考

- 1 (D)欄には、8円38銭となります。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 (I)欄で1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨ててください。